

ニセコ町宿泊税条例（令和6年条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(宿泊税)</p> <p>第1条 ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用_____に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(宿泊税)</p> <p>第1条 ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用及び第10条の2第1項に規定する納入に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児</u></p> <p><u>ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p> <p><u>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事</u></p>

(2) 前号に掲げる者のか、町長が必要と認める者

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊料金が20,000円未満である場合200円
- (2) 宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合500円
- (3) 宿泊料金が50,000円以上100,000円未満である場合1,000円
- (4) 宿泊料金が100,000円以上である場合2,000円

業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所、
同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

(4) 前3号に掲げる者のか、町長が必要と認める者

(課税標準)

第5条 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金

(2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金

(3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金

(税率)

第5条の2 宿泊税の税率は、100分の3とする。

(税額控除)

第5条の3 宿泊税の納稅義務者の前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
 - (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
 - (3) 5万円以上のもの 500円
- (特別徴収義務者のための納入)

第10条の2 町は、第5条の3の規定により控除されるべき金額で同条の規定による宿泊税の額の計算上控除することができなかった金額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第3条の規定により課される税の額のうち、その控除することができなかった金額に相当する金額を、法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る北海道宿泊税条例第7条第1項に規定する特別徴収義務者のために納入するものとする。

- 2 前項の規定による納入が行われた場合において、町長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。
 - 2 (略)
 - 3 当分の間、第5条に規定する税率は、宿泊料金が5,001円未満の場合はこれらの規定にかかわらず、宿泊者1人1泊につき100円とする。
- (経過措置)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

(経過措置)

<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)
(準備行為)	(準備行為)
<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)
(賦課徴収の方法の特例)	(賦課徴収の方法の特例)
<u>7</u> 町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例 <u>(令和6年北海道条例第83号)</u> の規定により北海道が課する宿泊税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。 (道宿泊税に係る督促、滞納処分等)	<u>6</u> 町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例_____の規定により北海道が課する宿泊税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。 (道宿泊税に係る督促、滞納処分等)
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
(検討)	(検討)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)